

日時：令和4年12月7日（水）14：30～

場所：個人情報保護委員会 オンライン

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、松元事務局長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、栗原参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席となっております。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第225回「個人情報保護委員会」を開会いたします。

本日の議題は1つでございます。

議題1「独自利用事務の情報連携に係る届出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 独自利用事務の情報連携の届出について、御説明いたします。

資料1を御覧ください。大項目1の「独自利用事務とは」を御覧ください。まず、独自利用事務とは、番号法第9条第2項の規定に基づき、条例を制定することで地方公共団体が独自に個人番号を利用できる事務をいいます。

また、番号法第19条第9号に基づき、独自利用事務のうち、委員会規則第2条各項で定める要件を満たすと個人情報保護委員会が認めたものについては、他の地方公共団体や国の行政機関等に情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供を求める情報連携を行うことが可能とされています。

この独自利用事務の情報連携に係る届出につきましては、委員会ではこれまで1,247団体、9,160件の届出について、委員会規則で定める要件を満たすことを確認し、委員会ウェブサイトで公表してまいりました。

続いて、大項目2の「独自利用事務の情報連携に係る届出について」を御覧ください。このたび、地方公共団体から提出されました、令和5年6月から開始される情報連携に係る届出書について、委員会規則で定める要件を満たすか確認いたしました。その結果、計89団体から新規の届出が145件、特定個人情報の追加等を行う変更の届出が99件、事務の廃止等を行う中止の届出が12件の計256件の届出がございました。

当該届出について、委員会規則第2条各項に定める要件を満たすことを認め、委員会規則第3条第3項等に基づき、内閣総理大臣へ通知したいと考えております。

なお、今回の届出に係る内閣総理大臣通知後の届出数の総数については、地方公共団体の数が1,250団体、届出数が9,293件となります。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員、お願いいたします。

○中村委員 独自利用事務の情報連携の利活用促進について、コメントいたします。

当委員会は、独自利用事務の情報連携制度については、地方公共団体からの届出を番号法の観点から適切な情報連携であるかを確認し、確認された情報連携をホームページで公表しています。

加えて、地方公共団体からの相談に対応する、説明会を開くなどの不断のコミュニケーションを図り、住民にも、地方公共団体の事務にもメリットのあるこの制度の適切な利活用促進にも力を入れているところです。

この独自利用事務の情報連携制度は、年々利用が拡大し、年3回の届出照会の度に新たに制度を利用する地方公共団体が増え、今回の届出においても3団体が新たに制度を利用することとなりました。

今年度は従来の自治体とのコミュニケーションに加え、自治体に対する聞き取り調査も加え、利活用促進に向け、実態のより詳しい把握に努めました。その結果等も踏まえた今後の事務局の対応としては、事務レベルと政治レベルの双方に対する働きかけ、すなわち分かりやすい事例集の作成・展開などのボトムアップアプローチ、そして首長へ制度を説明する機会を設けるなどのトップダウンアプローチをより充実させることが、地方公共団体に制度の理解をより深めていただき、利用をさらに促進させるために有効な方策ではないかと考えられます。

独自利用事務の情報連携の利用拡大は、国レベルにおいても行政のデジタル化の一つの柱として認識されている重要課題であり、デジタル庁が主催している「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」では、マイナンバーの利用促進としてマイナンバーの利用範囲の拡大及び独自利用事務の情報連携の範囲拡大が検討されています。

今後も制度を利用する地方公共団体が増えていくためには、独自利用事務の情報連携が国民の利便性や地方公共団体の事務の効率性の向上につながることをより多くの地方公共団体により明確に認識していただくことが重要です。

当委員会としても、引き続き地方公共団体への支援、情報提供、働きかけを通じて、今後も独自利用事務の情報連携がより一層活用されるよう、地方公共団体を後押ししていくことを期待します。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、地方公共団体から提出された届出書について、委員会規則に定める要件を満たすものと認め、内閣総理大臣に通知したいと思

いますが、よろしいでしょうか。御異議はないでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてもお諮りいたします。事務局からの説明のとおり、本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、本日の議題は以上でございます。

本日の会議はこれで閉会といたします。